

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

青少年育成所沢市民会議

所沢市監査委員



所 監 第 6 5 号

平成 3 1 年 1 月 3 1 日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所沢市議会議長 荻 野 泰 男 様

所沢市監査委員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 杉 田 忠 彦

同 松 本 明 信

財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 対象団体 青少年育成所沢市民会議
- 2 所管課 こども未来部青少年課

第3 監査の範囲及び対象事項

平成29年4月1日から平成30年11月26日までに交付された青少年育成所沢市民会議交付金の効果及び出納その他の事務

第4 監査の期間

平成30年10月3日から平成31年1月31日まで

第5 監査の方法

交付金の交付目的が達成されているか、交付手続き、会計経理が適正であるかを主眼として、関係書類を調査するとともに、平成30年11月26日に青少年育成所沢市民会議及びこども未来部（青少年課）から説明聴取を行った。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務事業については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項については、必要な措置を講じたとき、所定の様式で、その旨通知されたい。

また、注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

1 指摘事項

(1) 所沢郷土かるた販売代金の会計処理について

青少年育成所沢市民会議は、所沢郷土かるたを作成し販売しているが、その販売代金の一部については、本来、領収した日の属する会計年度の収入として計上すべきところを、翌年度に計上していた。

今後は、当該会計年度の収入として計上するよう、会計処理の原則に則り適正に事務処理されたい。

〔こども未来部青少年課〕

2 注意事項

(1) 立替払いについて

一部の支払いにおいて立替払いが見受けられた。立替払いは私金との区別が不明確となり、不適切な処理が生じることにもなりかねないことから、適正な取扱いをされたい。

〔こども未来部青少年課〕

(2) 会計事務について

団体の事務局機能を市が担い、所管課の担当職員が会計事務に従事しているが、日々の活動に伴う収支の記録や現金の取扱い、伝票事務等の会計処理において、出納簿との日付のずれなどの不備が確認された。これは会計事務を適正に処理するための規則や管理体制が明確になっていないことに起因するものである。

外部団体の会計事務については、市の会計規則等の適用はないが、市から交付金が支出されており、公会計に準じて適正に処理することが求められる。

については、適正な会計事務を確保するための事務処理規程（要

綱、マニュアル、様式等)を整備するなど管理体制を見直し、チェック機能の強化を図り、公正で透明な会計事務の執行に努められたい。

[こども未来部青少年課]

青少年育成所沢市民会議の概要等

1 団体の概要

(1) 所在地

所沢市並木一丁目1番地の1

(2) 代表者

会長 須澤 一男

(3) 設立目的

青少年問題のもつ重要性和多様性に鑑み、広く所沢市民の総意を結集して、青少年健全育成関係団体の連絡調整を図りつつ、青少年の健全育成に努めることを目的とする。

2 交付金の内容

(1) 名称

青少年育成所沢市民会議交付金

(2) 交付目的

青少年健全育成関係団体の連絡調整を図り、総合的事業の企画を遂行する青少年育成所沢市民会議に対し、交付金を交付する。

(3) 交付金額

平成29年度 5,850,000円

平成30年度 5,850,000円

(4) 対象事業

青少年健全育成のための事業